【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2022年8月1日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託 SBIインド&ベトナム株ファンド

受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 上限2,000億円

受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 S B I アセットマネジメント株式会社(E13447) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年3月4日付をもって提出しました有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、委託会社の合併に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部_____は訂正部分を示し、〈更新後〉に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部 【証券情報】

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

<訂正後>

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、同社名を継承しております。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

(略)

委託会社の概況(2022年8月1日現在)

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の 運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資 顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社(SBIAMG)が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

1986年8月29日 日債銀投資顧問株式会社として設立

1987年2月20日 有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる

登録

1987年9月9日 有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規

定に基づく投資一任契約業務の認可

2000年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく

証券投資信託委託業の認可

2001年1月4日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2002年5月1日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、

エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

2005年7月1日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2007年9月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品

取引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)

2022年8月1日 SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベスト

メント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を

存続会社とし、合併後は同社名を継承。

() 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I アセットマネジメン ト・グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	753,645株	68.6%
モーニングスター株式会社	同上	208,000株	18.9%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong	29,507株	2.7%

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1	【委託会社等の概況】
---	------------

<訂正前>

資本金の額

- () 資本金の額(2021年11月末日現在)委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数委託会社の発行する株式の総数は<u>14万6,400株</u>です。
- () 発行済株式の総数 委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- () 最近5年間における主な資本の額の増減 該当事項はありません。

(略)

<訂正後>

資本金の額

- () 資本金の額(2022年8月1日現在)委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数 委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。
- () 発行済株式の総数 委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,099,411株です。
- () 最近5年間における主な資本の額の増減 <u>2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。</u> <u>2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。</u>

(略)

2 【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

委託会社は、2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年5月末日現在、委託会社(合併前のSBIアセットマネジメント株式会社)が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2022年5月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	78	1,001,623
単位型株式投資信託	5	18,804

(ご参考)

2022年5月末日現在、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2022年5月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	73	140,059
単位型株式投資信託	287	830,238

2022年5月末日現在、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社が運用を行っている投資信託 (マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2022年5月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	52	72,035
単位型株式投資信託	304	861,015

3 【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3 月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,281,158	569,638
前払費用	24,575	22,597
未収委託者報酬	482,776	572,712
未収運用受託報酬	1,091	6,634
その他	25,257	25,626
流動資産合計	1,814,859	1,197,210
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,748	12,234
器具備品	3,540	2,499
有形固定資産合計	17,288	14,734
無形固定資産		
商標権	1,352	1,203
ソフトウエア	2,626	1,309
その他	67	67
無形固定資産合計	4,046	2,579
投資その他の資産		
投資有価証券	956,238	1,051,219
関係会社株式	-	22,03
繰延税金資産	140,000	170,818
その他	11,613	11,469
投資その他の資産合計	1,107,852	1,255,540
固定資産合計	1,129,187	1,272,854
繰延資産		
株式交付費	-	4,170
繰延資産合計	-	4,170
資産合計	2,944,046	2,474,235

(単<u>位:千円)</u>

		(単位:十円)
	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	2,370	1,926
未払金	383,631	384,755
未払手数料	333,627	331,045
その他未払金	50,003	53,709
未払法人税等	92,760	105,725
未払消費税等	19,520	26,630
流動負債合計	498,282	519,036
負債合計	498,282	519,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	_	1,350,000
資本剰余金合計	_	1,350,000
利益剰余金		
利益準備金	30,012	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,310,952	240,094
利益剰余金合計	2,340,964	340,144
株主資本合計	2,741,164	2,090,344
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	295,400	135,145
評価・換算差額等合計	295,400	135,145
純資産合計	2,445,764	1,955,198
負債純資産合計	2,944,046	2,474,235

(2) 【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
54 AK 114 54	至 2021年 3 月31日)	至 2022年3月31日)
当業収益 - 季紅本却配	2 242 450	0 400 500
委託者報酬	2,242,459	2,468,525
運用受託報酬	1,259	10,623
営業収益計 ************************************	2,243,719	2,479,14
営業費用 - ナルス*****	4 470 000	
支払手数料	1,472,682	1,557,54
広告宣伝費	11,011	7,41
調査費	33,280	38,36
委託計算費	109,479	147,36
営業雑経費	23,297	24,53
通信費	720	72
印刷費	19,915	21,00
協会費	2,429	2,63
諸会費	189	16
その他営業雑経費	43	
営業費用計	1,649,751	1,775,22
-般管理費		
給料	136,492	123,42
役員報酬	27,899	23,83
給料・手当	108,592	99,43
賞与	-	15
福利厚生費	19,637	17,71
交際費	0	
寄付金	-	4,40
旅費交通費	341	9
租税公課	9,743	17,33
不動産賃借料	13,750	10,16
退職給付費用	3,963	2,82
固定資産減価償却費	4,560	5,21
事務委託費	13,751	12,48
消耗品費	810	76
諸経費	16,387	
^{商経員} 一般管理費計		13,09
	219,438	207,53
営業利益 ************************************	374,528	496,39
営業外収益	•	
受取利息	6	
受取配当金	51,201	32,40
雑収入	1,682	17
	52,890	32,57
営業外費用		
為替差損	1	6
株式交付費償却	-	37
雑損失		3
営業外費用計	1	489
经常利益	427,417	528,489

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日	(自 2021年4月1日
	至 2021年 3 月31日)	至 2022年 3 月31日)
投資有価証券評価損	-	326,300
特別損失合計	-	326,300
税引前当期純利益	427,417	202,189
法人税、住民税及び事業税	137,856	163,769
法人税等調整額	7,202	100,993
法人税等合計	130,653	62,775
当期純利益	296,763	139,413

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

		_	株主資本		評価・換算差額等					
			利益剰余金							
	資本金利	71124 Nt /# A	その他 利益 利益剰余金	77.11	利益 株主資本 剰余金 合計		繰延 ヘッジ	評価・ 換算差額等	純資産合計	
		利益準備金	繰越利益 剰余金	合計		н		額金	損益	合計
当期首残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	367,962	3,343	364,618	2,079,782	
当期変動額										
当期純利益			296,763	296,763	296,763				296,763	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					_	72,561	3,343	69,218	69,218	
当期変動額合計	-	-	296,763	296,763	296,763	72,561	3,343	69,218	365,982	
当期末残高	400,200	30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164	295,400	-	295,400	2,445,764	

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

								ш. ПО)	
	株主資本 								
			資本剰余金						
	子の他 資本金 資本	その他	資本利	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		準備金	剰余金	剰余金 合計	準	準備金	繰越利益 剰余金	合計	ни
当期首残高	400,200	-	-	-	30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164	
当期变動額									
合併による増加			50,000	50,000		256,295	256,295	306,295	
準備金の積立					70,038	70,038	-	-	
剰余金の配当						2,396,530	2,396,530	2,396,530	
新株の発行	650,000	650,000		650,000				1,300,000	
資本金から剰余金への振替	650,000		650,000	650,000				-	
準備金から剰余金への振替		650,000	650,000	-				-	
当期純利益						139,413	139,413	139,413	
株主資本以外の項目の									
当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	1,350,000	1,350,000	70,038	2,070,858	2,000,820	650,820	
当期末残高	400,200	-	1,350,000	1,350,000	100,050	240,094	340,144	2,090,344	

	評価・換		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	295,400	295,400	2,445,764
当期変動額			
合併による増加			306,295
準備金の積立			-
剰余金の配当			2,396,530
新株の発行			1,300,000
資本金から剰余金への振替			-
準備金から剰余金への振替			-
当期純利益			139,413
株主資本以外の項目の	460.054	160 254	160 254
当期変動額 (純額)	160,254	160,254	160,254
当期变動額合計	160,254	160,254	490,565
当期末残高	135,145	135,145	1,955,198

注記事項

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

委託者報酬 投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資

産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間

に渡り収益として認識されます。

運用受託報酬 投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等

の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益と

して認識されます。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現 時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」67千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」10,137千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事	業年度	当事業 ^年	F 度	
(2021年 3 月31日)		(2022年3月31日)		
有形固定資産の減価償	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであり		有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおり	
ます。		であります。		
建物	3,457千円	建物	4,972千円	
器具備品	4,674千円	器具備品	5,714千円	
合計	8,132千円		10,686千円	

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	-	-	36,600

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	20,800	-	57,400

(注)普通株式の増加20,800株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 8 月25日 株主総会	普通株式	1,090,680	29,800	2021年8月25日	2021年8月26日
2022年 2 月14日 株主総会	普通株式	1,305,850	22,750	2022年 2 月14日	2022年 2 月15日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,281,158	1,281,158	-
(2) 未収委託者報酬	482,776	482,776	ı
(3) 未収運用受託報酬	1,091	1,091	1
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	956,238	956,238	-
資産計	2,721,264	2,721,264	ı
未払金	383,631	383,631	ı
負債計	383,631	383,631	•
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	350	350	-
デリバティブ取引計(注)	350	350	-

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	10,137

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内
現金・預金	1,281,158
未収委託者報酬	482,776
未収運用受託報酬	1,091
合計	1,765,026

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

す。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しておりま

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
投資有価証券	1,051,219	1,051,219	-
資産計	1,051,219	1,051,219	1
デリバティブ取引(*3)	41	41	-

- (*1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計 上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
	(千円)
関係会社株式	
子会社株式	22,031

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
現金・預金	569,638
未収委託者報酬	572,712
未収運用受託報酬	6,634
合計	1,148,985

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
<u>△</u> 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
指数先物関連	-	41	-	41
資産計	-	41	-	41

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記の表には含めておりません。貸 借対照表における当該投資信託の金額は1,051,219千円であります。

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度(2021年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	-	-	-
を超えるもの	(3)その他	1,394	1,000	394
	小計	1,394	1,000	394
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	-	-	-
を超えないもの	(3)その他	954,843	1,381,010	426,166
	小計	954,843	1,381,010	426,166
合計		956,238	1,382,010	425,771

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式	ū	=	=
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	-	-	-
を超えるもの	(3)その他	1,641	1,000	641
	小計	1,641	1,000	641
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券	-	-	-
を超えないもの	(3)その他	1,049,578	1,245,010	195,431
	小計	1,049,578	1,245,010	195,431
合計		1,051,219	1,246,010	194,790

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	•	•
(2)債券	-	-	-
(3)その他	15,865	794	-
合計	15,865	794	-

当事業年度(2022年3月31日) 該当事項はありません。

4.減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券(その他有価証券の投資信託)について326,300千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2021年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引				
	買建	7,910	-	350	350
合計		7,910	ı	350	350

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

当事業年度(2022年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引				
	買建	10,356	-	41	41
合計		10,356	-	41	41

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)3,963千円、当事業年度(自2021年4月1日 至 2022年3月31日)2,820千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度		当事業年度	1		
(2021年3月31日)		(2022年3月31日)			
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	 な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳			
———操延税金資産		繰延税金資産			
電話加入権	438千円	電話加入権	438千円		
未払事業税	3,830	投資有価証券評価損	99,913		
その他未払税金	1,424	未払事業税	3,406		
その他有価証券評価差額金	130,492	その他未払税金	3,817		
その他	3,936	その他有価証券評価差額金	59,644		
繰延税金資産小計	140,121	その他	3,598		
評価性引当額	-	繰延税金資産小計	170,818		
繰延税金資産合計	140,121	評価性引当額	-		
繰延税金負債		繰延税金資産合計	170,818		
その他有価証券評価差額金	120				
繰延税金負債合計	120	繰延税金負債			
繰延税金資産の純額	140,000	繰延税金負債合計	-		
		繰延税金資産の純額	170,818		
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	 税等の負担率との	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法。	人税等の負担率との		
間に重要な差異があるときの、当該差異原	因となった主要な	間に重要な差異があるときの、当該差異別	原因となった主要な		
項目別の内訳		項目別の内訳			
当事業年度は、法定実効税率と税効果会	計適用後の法人税	同左			
等の負担率との間の差異が法定実効税率の)100分の 5 以下で				
あるため注記を省略しております。					

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年3月17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年5月1日付をもって吸収合併いたしました。

1.取引の概要

(1)結合当事企業の名称

存続会社: 当社

消滅会社: SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2)企業結合日

2021年5月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合 併。

(4)結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5)取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2 . 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5 . 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
顧客の名称	営業収益
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	517 209
(年2回決算型)	517,208

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
- (1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益

EDINET提出書類 SBIアセットマネジメント株式会社(E13447) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	220 724
(年2回決算型)	339,734

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	-	販売委託	販売委託 支払手数 料	533,728	未払金	148,196

- (注)1.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。
- 2.親会社に関する注記

親会社情報

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	モ ー ニ ン グ ス ター株式会社	東京都港区	3,363	金融情報サービス業	(被所有) 間接 100.0%		増資の引 受	1,300,000	,	-

⁽注)当社の行った株主割当による増資(普通株式20,800株)を引き受けたものです。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	-		販売委託 支払手数 料	640,268	未払金	167,508

⁽注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所プライム市場に上場)

- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度	
	自 2020年4月1日	自 2021年4月1日	
	至 2021年3月31日	至 2022年3月31日	
1株当たり純資産額	66,824円16銭	34,062円69銭	
1 株当たり当期純利益	8,108円30銭 3,48		
	なお、潜在株式調整後1株当た	なお、潜在株式調整後1株当た	
	り当期純利益金額については、	り当期純利益金額については、	
	潜在株式が存在しないため記載	潜在株式が存在しないため記載	
	しておりません。	しておりません。	

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度	
	自 2020年4月1日	自 2021年4月1日	
	至 2021年3月31日	至 2022年3月31日	
当期純利益(千円)	296,763	139,413	
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	
普通株式に係る当期純利益(千円)	296,763	139,413	
期中平均株式数(株)	36,600	40,019	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の経理状況

当該(参考)においてSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 令和3年4月1日至 令和4年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIポンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した と判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業 も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表聖査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継統企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業 は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸妻の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸妻の表示、構成及び内容、並びに財務諸妻が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1)貸借対照表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(令和3年3月31日)	(令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	694,448	952,283
前払費用	17,973	17,878
未収委託者報酬	213,053	254,036
未収運用受託報酬	24,496	22,481
その他	1,348	1,806
流動資産合計	951,320	1,248,485
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,495	2,307
器具備品	167	301
有形固定資産合計	2,662	2,609
無形固定資産		
ソフトウエア	13,220	15,780
商標権	163	131
無形固定資産合計	13,383	15,911
投資その他の資産		
投資有価証券	109	114
長期前払費用	2,609	412
繰延税金資産	6,273	8,312
その他	9,040	9,040
投資その他の資産合計	18,032	17,879
固定資産合計	34,078	36,400
資産合計	985,399	1,284,886

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (令和3年3月31日) (令和4年3月31日) 負債の部 流動負債 未払金 77,049 94,288 未払手数料 50,571 62,038 その他未払金 26,478 32,249 未払消費税等 27,207 10,175 未払法人税等 107,361 81,465 未払費用 34,963 33,321 預り金 1,595 207 その他 39,578 60,394 流動負債合計 287,757 279,853 負債合計 287,757 279,853 純資産の部 株主資本 資本金 150,000 150,000 資本剰余金 資本準備金 150,000 150,000 資本剰余金合計 150,000 150,000 利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	397,635	705,022
利益剰余金合計	397,635	705,022
株主資本合計	697,635	1,005,022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	10
評価・換算差額等合計	6	10
純資産合計	697,641	1,005,032
負債純資産合計	985,399	1,284,886

(2) 損益計算書

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 令和2年4月1日	(自 令和3年4月1日
	至 令和3年3月31日)	至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	913,541	1,121,00
運用受託報酬	89,835	85,10
営業収益計	1,003,376	1,206,11
営業費用		
支払手数料	212,582	258,99
広告宣伝費	11,000	75
支払報酬	2,500	2,00
協会費	2,540	2,93
委託計算費	170,862	235,59
委託調査費	81,785	99,08
営業費用計	481,271	599,35
一般管理費		
給料	62,995	76,01
役員報酬	25,850	28,65
給料・手当	37,145	43,66
賞与	-	3,70
法定福利費	8,602	12,20
福利厚生費	1,456	1,70
退職給付費用	2,489	3,17
派遣社員費	-	2,32
募集費	250	6,92
業務委託費	17,606	21,49
不動産賃借料	8,116	8,11
修繕維持費	2,056	2,05
固定資産減価償却費	3,451	5,67
租税公課	10,325	11,93
什器備品費	162	,
支払報酬	6,579	6,18
諸経費	5,116	6,05
一般管理費計	129,207	163,86
営業利益	392,897	442,89
営業外収益		112,00
受取利息	2	
為替差益	129	7
維収入	245	44
営業外収益計	377	52
ーロストリスの 日業外費用		52
^{当未} が員用 その他	0	
営業外費用計	0	440 44
经常利益	393,273	443,41
税引前当期純利益 ***・*********************************	393,273	443,41
法人税、住民税及び事業税	122,381	138,06
去人税等調整額	3,335	2,04
当期純利益	274,228	307,38

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
		貝 平 竿開立	合計	繰越利益 剰余金		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406
当期変動額						
当期純利益				274,228	274,228	274,228
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	274,228	274,228	274,228
当期末残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635

	_		_
	評価・換		
	その他有価証	評価・換算差	純資産合計
	券評価差額金	額等合計	
当期首残高	1	1	423,404
当期変動額			
当期純利益			274,228
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8	8	8
当期変動額合計	8	8	274,236
当期末残高	6	6	697,641

当事業年度(自令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
		資本乗	削余金	利益剰					
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計			
		具	合計	繰越利益 剰余金	合計	Пп			
当期首残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635			
当期変動額									
当期純利益				307,387	307,387	307,387			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期变動額合計	-	ı		307,387	307,387	307,387			
当期末残高	150,000	150,000	150,000	705,022	705,022	1,005,022			

	評価・換	算差額等		
	その他有価証	評価・換算差	純資産合計	
	券評価差額金	額等合計		
当期首残高	6	6	697,641	
当期变動額				
当期純利益			307,387	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3	3	3	
当期变動額合計	3	3	307,391	
当期末残高	10	10	1,005,032	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。(ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定率法によっております。)

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年 器具備品 5年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア 5年 商標権 10年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の 時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

委託者報酬 投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高

に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益と

して認識されます。

運用受託報酬 投資ー任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件

に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識され

ます。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 8,312千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現 時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金(1,174千円)」「立替金(174千円)」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金(9,040千円)」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事業年度		当事業年度			
(令和3年3月31日現在)		(令和4年3月31日現在)			
有形固定資産の減価償却累計額		有形固定資産の減価償却累計額			
建物	515千円	建物	778千円		
器具備品	632千円	器具備品	732千円		

(株主資本等変動計算書関係)

(1	株主資本等変動計算書関係)												
	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)							(自 令	1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	当事業年 1日 至	度 令和 4 ¹	年 3 月31日)
1	1 . 発行済株式の種類及び総数						1	. 発行済	株式の種類	及び総数	女		
	株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)			株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)	
	普通 株式	6,000	1	-	6,000			普通 株式	6,000	-	-	6,000	
2							2 . 自己株式に関する事項						
	該当事	頃はありま	せん。				該当事項はありません。						
3		約権等に関 項はありま		Į			3		約権等に関 頃はありま		į		
4	 4 . 配当に関する事項						4	. 配当に	関する事項				
	該当事」	頃はありま	せん。					該当事」	頃はありま	せん。			
\bot													

(金融商品関係)

前事業年度 (令和3年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し ております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク 管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用 業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リス クは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を 社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社 内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えて おります。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期 日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要と なる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持 なる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持 することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照	時価	差額
	表計上額	(千円)	(千円)
	(千円)		
(1) 現金・預金	694,448	694,448	-
(2) 未収委託	040 050	242 052	
者報酬	213,053	213,053	-
(3) 未収運用	24 406	24 406	
受託報酬	24,496	24,496	-
資産計	931,998	931,998	-
(1)未払手数料	50,571	50,571	-
(2)その他未払金	26,478	26,478	-
負債計	77,049	77,049	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬
- (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 (注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度 (令和4年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し ております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク 管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用 業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リス クは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を 社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社 内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えて おります。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期 日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要と することで、流動性リスクを管理しております。

- 2.金融商品の時価等に関する事項
- (1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報 酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払 金」 は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似す るものであることから、記載を省略しております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んで いるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該 価額が変動することもあります。
- 3 . 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項 投資信託(貸借対照表計上額 114千円)に関する 事項については、「財務諸表等の用語、様式及び作 成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」 (令和二年三月六日内閣府令第九号)に基づき、記 載を省略しております。

4 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超
	(千円)	(千円)
(1) 現金・預金	952,283	-
(2) 未収委託者報酬	254,036	-
(3) 未収運用受託報酬	22,481	-
資産計	1,228,801	-

	1年以内	1年超
	(千円)	(千円)
(1) 現金・預金	694,448	-
(2) 未収委託者報酬	213,053	-
(3) 未収運用受託報酬	24,496	-
資産計	931,998	-

(退職給付関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1.採用している退職給付金制度の概要	1.採用している退職給付金制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。	当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2.確定拠出制度	2.確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は2,489千円で	当社の確定拠出制度への要拠出額は3,171千円で
あります。	あります。

(税効果会計関係)

前事業年度		当事業年度			
(令和3年3月31日現在	<u> </u>	(令和4年3月31日現7	生)		
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債	の発生の主な	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債	の発生の主な		
原因別の内訳		原因別の内訳			
燥延税金資産		繰延税金資産			
未払事業税	6,219千円	未払事業税	4,119千円		
その他	57千円	その他	4,197千円		
繰延税金資産小計	6,276千円	繰延税金資産小計	8,317千円		
税務上の繰越欠損金に係る	_	税務上の繰越欠損金に係る	_		
評価性引当額	_	評価性引当額	_		
将来減算一時差異等の合計に	_	将来減算一時差異等の合計に	_		
係る評価性引当額		係る評価性引当額			
評価性引当額小計		評価性引当額小計			
操延税金資産合計	4,772千円	燥延税金資産合計	8,317千円		
操延税金負債 		繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	3千円	その他有価証券評価差額金	4千円		
操延税金負債合計 	3千円	繰延税金負債合計	4千円		
繰延税金資産(負債)の純額	6,273千円	繰延税金資産(負債)の純額	8,312千円		
2 . 法定実効税率と税効果会計適用		2 . 法定実効税率と税効果会計適用			
の負担率との間に重要な差異があ		の負担率との間に重要な差異があ			
該差異原因となった主要な項目別	の内訳	該差異原因となった主要な項目別	の内訳		
ᅔᇢᇢᅘᄧᇴᇈᄙᅘᄆᇫᆗᅚ	田後の法上程を	ᅷᇢᇢᅘᄧᇴᇈᄧᅘᄆᄼᆗᅚ	田然のは「経然		
法定実効税率と税効果会計適		法定実効税率と税効果会計適			
の負担率との間の差異が法定実交		の負担率との間の差異が法定実施。 「NTであるため注記を必要しる			
┃ 5以下であるため注記を省略して ┃	.のリより。	5以下であるため注記を省略して 	このリまり。		

(収益認識関係)

当事業年度(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5.収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を 省略しております。

2. 関連情報

製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益 が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を 省略しております。

地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当 事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略してお ります。

当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を 省略しております。

2. 関連情報

製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益 が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を 省略しております。

地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当 事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略してお ります。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	(((((((((((((((((((関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI ホ ー ル ディングス株式	東京都港区	98.711	株式等の保 有を通じた 企業グルー	割合(%) (被所有) 間接	役員の兼務 不動産の転貸借	人件費 の立替 (注2)	67,546	その他 未払金	4,662
死云 仁	会社	木 亦即/6位	30,711	プの統括・ 運営等	90.00%	出向等	保証金の 差入 (注2)		差入 保証金	9,040

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ)財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会	SBI 生命 保険 株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	-	投資一任契約	運用受託 報酬 (注2)	20,231	未収運 用受託 報酬	5,915
か子会社	SBI 損害 保険株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	-	投資一任契約	運用受託 報酬 (注2)	3,686	未収運 用受託 報酬	523

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI ホ ー ル 現会社 ディングス株式 東京都港区 99.31:	99.312	株式等の保 有を通じた 企業グルー	(被所有) 間接	役員の兼務 不動産の転貸借	人件費 の立替 (注2)	92,452	その他 未払金	6,113	
就公工	会社	· 未示即尼区	99,312	プの統括・ 運営等	90.00%	出向等	保証金の 差入 (注2)	-	差入 保証金	9,040

- (注)1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ)財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会 社	SBI 生命 保 険 株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	-	投資一任契約	運用受託 報酬 (注2)	22,231	未収運 用受託 報酬	6,264

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)		(自令和3年4月1日至令	·和 4 年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	116,273円65銭	1 株当たり純資産額	167,505円49銭
1 株当たり当期純利益金額	45,704円75銭	1 株当たり当期純利益金額	51,231円27銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当	4期純利益金額につい	なお、潜在株式調整後1株当たり	当期純利益金額につい
ては、潜在株式が存在しないため記録	載しておりません。	ては、潜在株式が存在しないため記	記載しておりません。
(注) 1株当たり当期純利益の算定	上の基礎は、以下の	(注) 1株当たり当期純利益の算法	定上の基礎は、以下の
とおりであります。		とおりであります。	
当期純利益	274,228千円	当期純利益	307,387千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株主に係る当期純利益	274,228千円	普通株主に係る当期純利益	307,387千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の経理状況

当該(参考)においてSBI地方創生アセットマネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI地方創生アセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 令和3年4月1日至 令和4年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

SB1地方創生アセットマネジメント株式会社

取締役会 郷中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 病

指定有限責任批員 公認会計士 鄰右近 藻 也 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の合和3年4月1日から合和4年3月31日までの第5期事 業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務請表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の合和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の 経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

鑑査意見の根拠

当監査法人は、我が関において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「財務請表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した と判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務請表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務請表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務器表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務踏去を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務踏去を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が関において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸妻職者における職者人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務踏表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務請表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務請表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

整査人は、我が関において一般に公正妥当と認められる整査の基準に従って、整査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤びによる重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸委監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づさ、継統企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が関において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務器表の表示、構成及び内容、並びに財務器表が基礎となる取引や会 計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害關係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

足 上

- ※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLゲータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1)貸借対照表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(令和3年3月31日)	(令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	479,070	948,676
前払費用	381	2,417
未収委託者報酬	81,365	68,969
未収運用受託報酬	430	472
未収投資助言報酬	-	11
立替金	31	-
その他	1,078	795
流動資産合計	562,358	1,021,342
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,511	2,324
器具備品	335	251
有形固定資産合計	2,847	2,576
無形固定資産		
ソフトウエア	4,939	3,210
無形固定資産合計	4,939	3,210
投資その他の資産		
繰延税金資産	4,772	15,279
その他	9,041	9,041
投資その他の資産合計	13,814	24,321
固定資産合計	21,601	30,107
資産合計	583,959	1,051,449

(単位:千円) 当事業年度 前事業年度 (令和3年3月31日) (令和4年3月31日) 負債の部 流動負債 未払金 26,705 27,205 未払手数料 3,683 3,230 その他未払金 23,021 23,975 未払消費税等 36,697 25,942 未払法人税等 145,971 65,861 25,904 未払費用 10,737 前受金 17,367 前受収益 275 275 909 預り金 1,306 仮受金 40,254 流動負債合計 158,951 266,463 固定負債 長期前受収益 687 412 固定負債合計 687 412 負債合計 159,638 266,876 純資産の部 株主資本 資本金 150,000 150,000

	#12	- 13 14 14 23 14 44 1 (1 3 14 3 2 3
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	124,320	484,573
利益剰余金合計	124,320	484,573
株主資本合計	424,320	784,573
純資産合計	424,320	784,573
負債純資産合計 	583,959	1,051,449

(2) 損益計算書

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自令和2年4月1日	(自令和3年4月1日
<u> </u>	至 令和3年3月31日)	至 令和4年3月31日)
営業収益 - 季ご老叔剛	604 472	011 000
委託者報酬	601,172	911,890
運用受託報酬	1,882	1,689
投資助言報酬	-	46
	603,054	913,626
営業費用	00,000	40, 470
支払手数料	38,380	43,472
支払報酬	165	-
協会費	1,439	2,545
委託計算費	106,815	161,292
委託調査費	19,818	44,333
営業費用計	166,618	251,643
一般管理費		
給料	69,053	79,990
役員報酬	21,725	25,325
給料・手当	46,959	54,635
賞与	368	30
法定福利費	8,841	9,032
福利厚生費	1,166	844
退職給付費用	1,459	1,105
派遣社員費	-	798
業務委託費	4,426	2,722
販売促進費	1,540	1,627
旅費交通費	511	815
システム利用料	10,939	16,313
不動産賃借料	8,117	8,117
修繕維持費	2,056	2,056
固定資産減価償却費	2,080	2,077
租税公課	7,142	9,962
支払報酬	4,806	5,221
諸経費	4,243	11,061
一般管理費計	126,385	151,746
営業利益	310,049	510,236
営業外収益		
受取利息	0	1
雑収入	5,589	8,898
営業外収益計	5,590	8,900
営業外費用		
為替差損	9	0
営業外費用計	9	0
経常利益	315,631	519,136
税引前当期純利益	315,631	519,136
法人税、住民税及び事業税	60,633	169,390
	5,145	10,507
法人税等調整額	J, 1 4 J	10.507

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

		資本乗	制余金	利益乗	則余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本	純資産合計	
		貝		繰越利益 剰余金	合計	合計		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	135,822	135,822	164,177	164,177	
当期変動額								
当期純利益				260,142	260,142	260,142	260,142	
当期変動額合計	1	-	-	260,142	260,142	260,142	260,142	
当期末残高	150,000	150,000	150,000	124,320	124,320	424,320	424,320	

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

							<u>∓世・川J)</u>
		資本乗	制余金	利益剰	制余金		
	資本金	次士准供办	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益	株主資本	純資産合計
		資本準備金	合計	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	124,320	124,320	424,320	424,320
当期変動額							
当期純利益				360,252	360,252	360,252	360,252
当期変動額合計	1	-	1	360,252	360,252	360,252	360,252
当期末残高	150,000	150,000	150,000	484,573	484,573	784,573	784,573

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。(ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。)

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年 器具備品 8年

無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

委託者報酬 投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高

に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益と

して認識されます。

運用受託報酬 投資ー任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件

に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識され

ます。

投資助言報酬投資助言契約に基づき、顧客が運用対象とする投資資産に関し、ポート

フォリオ改善等の投資助言を行うものです。当該役務の提供がなされ、その報酬額が支払われることが確定した時点で収益として認識されます。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資產 15,279千円

2 . 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が 乏しいため「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」は、金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事業年度		当事業年度	
(令和3年3月31日現在)		(令和4年3月31日現在)	
有形固定資産の減価償却累計額		有形固定資産の減価償却累計額	
建物	517千円	建物	782千円
器具備品	287千円	器具備品	371千円

(株主資本等変動計算書関係)

()	(株主資本等変動計算書関係)												
	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)							(自 令	1 和 3 年 4 月	当事業年 1日 至		年 3 月31日)
1	. 発行済	株式の種類	及び総数				1	. 発行済	株式の種類	及び総数			
	株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)			株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業 年度末 (株)	
	普通 株式	6,000	-	-	6,000			普通 株式	6,000	-	-	6,000	
2	. 自己株	式に関する	事項				2 . 自己株式に関する事項						
	該当事」	頃はありま	せん。				該当事項はありません。						
						3		約権等に関 頃はありま		Į.			
4	4.配当に関する事項 該当事項はありません。						4		関する事項 頃はありま				

(金融商品関係)

前事業年度 (令和3年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し ております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク 管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用 業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リス クは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を 社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社 内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えて おります。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期 日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要と なる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持 なる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持 することで、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照	時価	差額
	表計上額	(千円)	(千円)
	(千円)		
(1) 現金・預金	479,070	479,070	-
(2) 未収委託	04 265	04 265	
者報酬	81,365	81,365	-
(3) 未収運用	430	430	
受託報酬	430	430	
資産計	560,866	560,866	-
(1)未払手数料	3,683	3,683	-
(2)その他未払金	23,021	23,021	-
負債計	26,705	26,705	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬
- (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に ほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融 商品

当事業年度 (令和4年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し ております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク 管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用 業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リス クは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を 社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社 内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えて おります。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期 日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要と することで、流動性リスクを管理しております。

- 2.金融商品の時価等に関する事項
- (1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報 酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払 金」 は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似す るものであることから、記載を省略しております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んで いるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該 価額が変動することもあります。
- 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 4 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超
	(千円)	(千円)
(1) 現金・預金	948,676	-
(2) 未収委託者報酬	68,969	-
(3) 未収運用受託報酬	472	-
(4) 未収投資助言報酬	11	
資産計	1,018,129	-

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	9,041

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、 将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、 時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超
	(千円)	(千円)
(1) 現金・預金	479,070	-
(2) 未収委託者報酬	81,365	-
(3) 未収運用受託報酬	430	-
資産計	560,866	-

(退職給付関係)

前事業年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 . 採用している退職給付金制度の概要	1.採用している退職給付金制度の概要
当社は、確定拠出年金制度を採用しております。	当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2.確定拠出制度	2.確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は1,459千円で	当社の確定拠出制度への要拠出額は1,105千円で
あります。	あります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (令和3年3月31日現在	F)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)				
1.繰延税金資産及び繰延税金負債		1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な				
原因別の内訳		原因別の内訳				
繰延税金資産		繰延税金資産				
未払事業税	4,032千円	未払事業税	6,914千円			
その他	739千円	その他	8,365千円			
繰延税金資産小計	4,772千円	操延税金資産小計 2007年 - 1000年 - 10000年 - 1000年 - 100	15,279千円			
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	-	│ 税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	-			
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
評価性引当額小計		評価性引当額小計				
繰延税金資産合計 	4,772千円	繰延税金資産合計 	15,279千円			
 繰延税金負債		 繰延税金負債				
操延税並負債 操延税金負債合計		深些忧变其惧 繰延税金負債合計				
操延税並負債日司 繰延税金資産(負債)の純額	4,772千円	深延代並兵員ロロ 操延税金資産(負債)の純額				
	4,772 3	深延忧並負注(負債)の抗領	10,279]			
↓ ┃2 . 法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等	 2 . 法定実効税率と税効果会計適月	用後の法人税等			
の負担率との間に重要な差異があ	るときの、当	の負担率との間に重要な差異があるときの、当				
該差異原因となった主要な項目別	の内訳	該差異原因となった主要な項目別の内訳				
法定実行税率	30.62%	法定実効税率と税効果会計適用行	後の法人税等の負			
(調整)		担率との間の差異が法定実効税率				
評価性引当額増減	13.1%	であるため注記を省略しております	す 。			
その他	0.06%					
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	17.58%					

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5.収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を 省略しております。

2. 関連情報

製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益 が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を 省略しております。

地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略してお ります。

当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を 省略しております。

2. 関連情報

製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益 が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を 省略しております。

地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略してお ります。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	SBI ホ ー ル ディングス株式	: ホ ー ル ングス株式 東京都港区	98,711	株式等の保 有を通じた 企業グルー プの統括・ 運営等	間接	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費 の立替 (注2)	57,103	その他 未払金	4,831
親会社							保証金の 差入 (注2)	-	差入 保証金	9,041
	モーニングス		2,115	金融情報サービスの提供	(被所有) 間接 53.00%	出向等	従業員の 出向 (注3)	3,529	未収入 金	280
	ター株式会社						従業員の 出向 (注3)	2,699	その他 未払金	1,132

- (注)1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
 - 3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ)財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	SBI ボンド・ インベストメン ト・マネジメン ト株式会社	東京都港区	150	投資運用 業及び投 資助言業	1	出向等 投資システム共同 利用	投資シス テム共同 利用料の 請求 (注2)	5,367	未収入 金	582
親 会社 の子会 社	SBI アセット マネジメント株 式会社			投資運用		111	従業員の 出向 (注3)	840	未収入 金	72
		スジメント株 東京都港区		400 業及び投 資助言業			従業員の 出向 (注3)	12,337	その他 未払金	1,410

- (注) 1 . 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
 - 3.出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として 負担しております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社等

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
ディン 会社 親会社 モ - 二	SBI ホール		99,312	株式等の保 有を通じた 企業グルー プの統括・ 運営等	(被所有) 間接 53.00%	不動産の転貸借 出向等	人件費 の立替 (注2)	49,765	その他 未払金	2,610
	ディングス株式 会社						保証金の 差入 (注2)	-	差入 保証金	9,041
	モ ー ニ ン グ ス ター株式会社	東京都港区	3,363	金融情報サービスの提供	(被所有) 間接 53.00%	出向等	従業員の 出向 (注3)	350	未収入 金	-
							従業員の 出向 (注3)	15,492	その他 未払金	1,527

- (注) 1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
 - 3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ)財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	內谷	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	SBI ボンド・ インベストメン ト・マネジメン ト株式会社	東京都港区	150	投資運用 業及び投 資助言業	ı	出向等 投資システム共同 利用	投資シス テム共同 利用料の 請求 (注2)	8,196	未収入 金	795
親会社 の子会 社	SBIアセット マネジメント株	市市邦港区	400	投資運用 業及び投		出向等	従業員の 出向 (注3)	258	未収入 金	-
	式会社	東京都港区		400 業 及 び 投 資助言業		- 出旧等	従業員の 出向 (注3)	10,652	その他 未払金	585

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
 - 3.出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として 負担しております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度
(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

		3 B	1 ア ヒツトマイン 入ノ 下休	11、云社(日13447)
		訂正和	有価証券届出書 (内国投資	信託受益証券)
1 株当たり純資産額	70,720円09銭	1 株当たり純資産額	130,762円25銭	
1 株当たり当期純利益金額	43,357円09銭	1 株当たり当期純利益金額	60,042円16銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり当	期純利益金額につい	なお、潜在株式調整後1株当たり	当期純利益金額につい	
ては、潜在株式が存在しないため記載	載しておりません。	ては、潜在株式が存在しないため記		
(注) 1株当たり当期純利益の算定	上の基礎は、以下の	(注) 1株当たり当期純利益の算器		
とおりであります。		とおりであります。		
当期純利益	260,142千円	当期純利益	360,252千円	
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円	
普通株主に係る当期純利益	260,142千円	普通株主に係る当期純利益	360,252千円	
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5 【その他】

<更新後>

- (1) 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

(口)その他の重要事項

SBIアセットマネジメント株式会社は、2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月30日

SBIアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 尚 子 業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の財務 諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を 行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

^{1.} 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

^{2 .} XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。